

新たな低所得者の子育て世帯給付金(こども加算)申請書(請求書)

阿波市長

裏面の全ての「5. 誓約・同意事項」について確認し、誓約・同意の上、受給権者本人確認書類の写し(コピー)を添付して申請します。

1. 申請者(受給権者)(令和6年6月3日時点の世帯主)

フリガナ／氏名		生年月日	提出日	年	月	日
現住所		大正・昭和・平成・令和				
		年 月 日	電話番号	(	)	

2. 対象児童

フリガナ／氏名	続柄	生年月日	現住所(別住所の場合に記載してください)
		平成・令和 年 月 日	
		平成・令和 年 月 日	
		平成・令和 年 月 日	
		平成・令和 年 月 日	
		平成・令和 年 月 日	

3. 新たな低所得者の子育て世帯給付金(こども加算)を振込む金融機関の口座

※希望する口にチェックし、必要な事項を記載してください。

☐ ア 令和6年度非課税化世帯等阿波市物価高騰対策給付金(10万円)の振込先と同じ金融機関口座への振込みを希望します。

※この口座を確認できる書類の写し(コピー)は必要ありません。

☐ イ 新たに指定する金融機関口座(原則として、上記1の受給権者の口座とします。)への振込みを希望します。

※ア以外で、新たに指定する金融機関口座について次の記入欄に記入し、この新たに指定する口座を確認できる書類の写し(コピー)を添付してください。

☐ ウ 窓口での現金給付を希望します。

※金融機関の口座が作れない方等、どうしても口座による受取ができない方のみとなります。本人確認書類を裏面に添付してください。

【新たに指定する金融機関口座の記入欄】 (原則として、※「1. 申請者(受給権者)」の口座を記入してください。)

金融機関名					支店名				預金種別	口座番号	カナ 口座名義人
銀行・信連 信漁連 金庫・農協 信組・漁協					本・支店 本・支所 出張所				普通 ・ 当座		
金融機関 番号					支店 番号						

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載があります。」をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

貼り付け欄

※枠内に収まらない場合は、裏面に張り付けてください

裏面も必ずご確認ください

4. 添付書類

- (1) 全ての申請者
 - ・受給権者本人確認書類の写し(コピー)
(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー))
- (2) 「3. 新たな低所得者の子育て世帯給付金(こども加算)を振込む金融機関の口座」でイを選択した場合
 - ・新たに指定する金融機関口座を確認できる書類の写し(コピー)
(通帳やキャッシュカードの写し(コピー)等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー))
- (3) 対象児童(阿波市から児童手当を受給している児童を除く。)が阿波市外に住民登録している場合
 - ・対象児童と申請者との関係が分かる戸籍謄本【1ヵ月以内の原本】
 - ・対象児童の住民票の写しの原本【1ヵ月以内の原本】
(続柄・世帯全員分が記載されており、個人番号が記載されていないこと。)
- (4) 対象児童(阿波市から児童手当を受給している児童を除く。)が阿波市内で申請者と別世帯の場合
 - ・対象児童と申請者との関係が分かる戸籍謄本【1ヵ月以内の原本】
- (5) 申請者が対象児童(阿波市から児童手当を受給している児童を除く。)の父母でない場合
 - ・対象児童の養育状況が分かる書類
(例: 対象児童の健康保険証のコピー、対象児童の児童手当を受け取っていることが分かる書類等)

※この他、この申請書の内容を確認するに当たり、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

5. 誓約・同意事項

- (1) 新たな低所得者の子育て世帯給付金(こども加算)(以下「本給付金」という。)の支給要件に該当します。
 - ① 令和6年度非課税化世帯等阿波市物価高騰対策給付金(10万円)の受給対象世帯である。
 - ② 課税者に扶養されている者のみで構成される世帯ではない。
 - ③ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
 - ④ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- (2) 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、阿波市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや資料の提供を他の行政機関等に求める、または他自治体へ提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (3) この申請書(請求書)は、阿波市が本給付金の給付の決定をした後は、請求書として取り扱います。
- (4) 阿波市が本給付金の給付の決定の後に、この申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により振込が完了しない場合であって、指定する日までに、市から私に連絡・確認ができないときは、給付金の給付の申請を取り下げたものとみなされることに同意します。
- (5) この申請書(請求書)の内容等に相違があった場合で、給付要件に該当しなかったときは、給付済の本給付金を、速やかに阿波市に返還します。
- (6) 阿波市以外の自治体から同趣旨の給付金等を受給している世帯ではありません。

貼り付け欄